

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成29年12月21日  
(平成29年11月受付分)



平成29年11月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計2件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆大手通販サイトをかたり未納料金を請求するSMSに注意！

事例：

スマホに、「サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行する」という内容のSMSが届いた。送信元として大手通販サイト名が記載されていたが、このサイトを利用したことはない。どうしたらよいか。

(当事者：中学生 男性)



## ✔ アドバイス

- 実在する事業者等の名前をかたり、「有料サイトの料金が未納」などの心当たりのないSMS(ショートメッセージサービス)が届いたという相談が寄せられています。
- 心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除することが大切です。
- 送信元の名前等に聞き覚えがあっても安易に信用しないようにしましょう。連絡をすると、個人情報を聞き出されたり、金銭を要求されたりする場合があります。
- 心配なときは、消費生活センターに相談しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第123号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
15	息子は通信制のサポート高校に入学を考えている。入学金と授業料は入学前に一括納入し、納入後は一切返還しないとなっている。一括で支払うことに不安がある。
18	孫がネット通販でパソコンを購入するという。商品が届く前に代金を指定口座に振り込むようだが、問題ないだろうか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)